法学部早期卒業Ｑ＆Ａ集

【早期卒業　一般】

Ｑ．飛び入学制度との違いは何ですか。

Ａ．早期卒業は３年次終了時において優秀な成績で卒業に必要な単位を修得した者につき、特別に卒業を認定するという学部の制度です。飛び入学は３年次終了時において一定の要件を満たした場合、学部を卒業していない者にも特別に入学を認めるという大学院の制度です。
法学部には、本学大学院法学研究科及び司法研究科への進学者と、法曹養成プログラム修了者を対象とする２つの早期卒業制度があり、法学研究科および司法研究科は、飛び入学を認めています。
したがって、法学部から本学両研究科のいずれかへ進学する場合、早期卒業が利用できれば３年次終了時に卒業し、そうでなくても飛び入学制度によって３年次終了時に退学して、進学することができます。詳細は、『ネットワーク法学部』「大学院」のページを参照してください。

Ｑ．早期卒業するメリットは何ですか。

Ａ．3 年間で学士学位を取得することができ、1 年早く本学法学研究科または司法研究科に進学することができます。

Ｑ．現在の院生の中で早期卒業した人はどれくらいいますか。

Ａ．年によって違いますが、法学研究科博士前期課程の約 40%の学生が早期卒業生です。

【早期卒業の要件・手続】

（早期卒業希望登録）

Ｑ．３年次生の途中から早期卒業を目指すことはできますか。

Ａ．できません。2 年次の年度末に登録申請し、早期卒業候補者になった人だけが早期卒業できます。詳細は、『法学部履修要項』の「同志社大学法学部早期卒業運用細則」を参照してください。

Ｑ．２年次から法学部へ転入した場合にも、早期卒業制度を利用できますか。

Ａ．早期卒業希望登録の対象者は、2 年間、本学法学部に在籍していた人に限られます。転入した人には、早期卒業の希望登録を認めていません（運用細則４条）。編入、転学部、再入学で入学した人も同様です。また、入学後に休学をした人も、早期卒業制度は利用できません。

Ｑ．どちらの早期卒業制度を選択するか（本学法学研究科および司法研究科への進学者対象の制度か、法曹養成プログラム修了者を対象とする制度か）迷っています。
早期卒業希望登録の際に、両方の制度について希望登録することは可能でしょうか。

Ａ．両方の制度を希望登録することが可能です。 進路希望の変更や入学試験の結果に応じて、最終的にどの制度で早期卒業をするのか決めていただいてもかまいません。ただし、法曹養成プログラムについては、必修科目数が多いため、１ 年次生からの計画的な履修が必要であることにご留意ください。

Ｑ．進学先を法学研究科とするか、司法研究科とするか、また法曹養成プログラムにおいても、どの法科大学院に進学するかで迷っています。早期卒業希望登録の際に、進学希望先の大学院を一つに決めなければなりませんか。

Ａ．併願が可能ですので、一つに決める必要はありません。希望する研究科や法科大学院の入学試験を受験したうえで、自分の進路を決めてもかまいません。

（早期卒業要件科目）

Ｑ．『サマープログラム』や『スプリングプログラム』、『セメスタープログラム』へ参加した場合には、早期卒業要件科目として算入されるのですか。

Ａ．早期卒業要件科目として算入されます。運用細則第２条や第３条の第２項に「ただし、入学前の大学等で取得した単位、単位互換、留学等により、他大学で取得した単位については、早期卒業要件科目として算入しない。」とあります。ここで算入しないとしているのは、読み替え（認定）を行わないといけない科目であり、本学の科目で成績がつくものについては該当しません。

Ｑ．外国語科目単位認定制度によって認定（TOEIC 等）された単位は、早期卒業要件としての必要単位に含まれますか。

Ａ．『プラクティカル・イングリッシュⅠ～４』は早期卒業要件としての必要単位に含まれます。

（法学研究科・司法研究科の入学試験）

Ｑ．法学研究科・司法研究科では、年２回、入学試験が実施されていますが、どちらの試験を受けてもよいのですか。

Ａ．早期卒業候補者は、法学研究科は春期入学試験（2 月下旬実施予定）のみ受験可能となりますが、司法研究科は前期日程および後期日程の一般入試を受験可能です。なお、飛び入学制度も同様に、法学研究科は春期入学試験しか利用できませんが、司法研究科は前期日程および後期日程のいずれも受験可能です。
※法曹養成プログラム修了による早期卒業の場合には、プログラム修了年度に実施される法科大学院入学試験を受験し、合格することが要件となります。

Ｑ．法学研究科を受験する場合、学部在学生特別選抜入学試験を受けることはできますか。

Ａ．できます。早期卒業の成績要件（3 年次終了時にＧＰＡ３．０以上）を満たしている場合は、学部在学生特別選抜入学試験の要件（ＧＰＡ２．５以上）も満たします。

Ｑ．司法研究科を受験する場合、英語優秀者特別選抜入試を受験することはできますか。

Ａ．できます。出願資格については、司法研究科の入学試験要項で確認してください。

Ｑ．司法研究科を受験する場合、法学未修者試験と法学既修者試験のいずれを受験すればよいですか。

Ａ．どちらを受験してもかまいませんし、併願も可能です。

（その他）

Ｑ．早期卒業の登録期間中、早期卒業希望登録書を窓口に提出しに行くことができないのですが、代理または郵送で提出できますか。

Ａ．本人による窓口提出が原則ですが、やむを得ない理由で窓口に提出できない場合は、代理または郵送での提出が認められることがあります。事前に履修指導予定教員（３年次演習または３・４年次合同演習担当予定教員）および今出川キャンパス教務センター（法学部）に相談してください。

【早期卒業候補者】

Ｑ．早期卒業候補者は４年次配当科目を履修できますか。

Ａ．４年次に配当されている科目を３年次に履修することはできません。

Ｑ．早期卒業候補生になったら３年生の時に卒業見込み証明書は発行できますか。

Ａ．卒業見込に関する証明は、本学法学研究科春期入学試験（2 月下旬実施予定)、または本学司法研究科一般入試に合格した後でなければ発行できません。法曹養成プログラム修了者を対象とする制度での卒業を検討される場合には、協定先である本学司法研究科や神戸大学大学院法学研究科、その他の法科大学院の出願の際に必要となる場合がありますので、この限りではありません。

Ｑ．候補者になったあと、早期卒業できなくなった場合はどうなりますか。

Ａ．3 年次で修得した単位は、すべて卒業必要単位として算入しますが（他学部設置科目や自由科目は除く)、4 年次の年間最高登録単位数は、3 年次に 44 単位を超えて登録した単位数を 44 単位から減じた単位数となります（学期最高登録単位数は 34 単位)。
4 年次の春学期末（9 月）で卒業必要単位数を満たしたとしても、その時点で卒業をすることはできません。

【その他】

Ｑ．教職課程をとりながら早期卒業もしたいのですが。

Ａ．学部 3 年間で教職免許を取得することはできませんが、大学院でも教職課程科目を履修し、教職免許を取得することはできます。詳しくは免許資格課程センターにご相談ください。

Ｑ．本学法学研究科に進学した場合、現在のゼミの先生と同じゼミに入れますか。

Ａ．大学院では、いわゆるゼミはありません。しかし、修士論文を提出するには、「論文指導」という科目を履修し、指導教授による指導を受けなければなりません。ゼミの先生が、修士論文を提出する年度の「論文指導」を担当されていれば、修士論文の指導教員を３年次演習と同じ先生にお願いすることは可能です。